

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

法律により農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務付けられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務付けられています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室（☎029-224-6213）、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。



茨城県最低賃金が「時間額 851円」に

茨城県最低賃金は、令和2年10月1日（木）から時間額 851円（2円引き上げ）に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働く全ての労働者に適用されます。詳しくは、茨城労働局賃金室（☎029-224-6216）または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

最低賃金引き上げに向けた事業者への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

1. ワン・ストップ無料相談窓口

【問い合わせ】茨城働き方改革推進支援センター ☎0120-971-728

2. 業務改善助成金

【問い合わせ】上記センターまたは茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8294

3. キャリアアップ助成金

【問い合わせ】茨城労働局職業対策課 ☎029-224-6219

Sマーク（標準営業約款制度）をご存じですか？

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣の認可を受けた約款に基づき営業している安全・安心なお店です。

Sマーク登録店では、

- サービス・メニューについて表示しています。
- 資格者の氏名を表示しています。
- 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- 業種ごとに定められたさまざまな基準を遵守しています。

Sマークは消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

登録店には標識が掲出されています。

【問い合わせ】（公財）茨城県生活衛生営業指導センター ☎029-225-6603



借金の整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産・建築	

神栖・鹿島セントラル法律事務所

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英（茨城県弁護士会所属）鹿島セントラルビル新館5階

弁護士 谷本 雅晃（茨城県弁護士会所属）茨城県神栖市大野原4-7-11

行方市公式ツイッター
つぶやき中！



市政情報、イベント情報や緊急情報など、行方市の情報を幅広くつぶやきます。

【問】政策推進室 ☎0299-72-0811

情報ひろば



行方市の人口

総数	33,858人（-55）
男	16,912人（-18）
女	16,946人（-37）
世帯数	12,992世帯（-4）
令和2年10月1日現在	
※外国人住民を含む	
（ ）は前月との比較	

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



市の花 市の木 市の鳥
ヤマユリ イチョウ シラサギ
(山百合) (銀杏) (白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり うつけし
大空 はばたく 子どもの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー



<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>

市役所 開庁時間

平日（月曜～金曜）
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、
お問い合わせください。

第6回行方レシピコンテスト開催

第6回行方レシピコンテストを開催します。

今回のテーマは「**米**」です。簡単でおいしい自慢のレシピをご応募ください。

- ▶**応募方法** Web上の行方レシピコンテスト応募フォームより応募（完成写真、レシピタイトル、材料、作り方、レシピのポイントなどを記入）

https://namegata.mypl.net/article/recipe_namegata/43369



- ▶**募集締切** 11月30日（月）

- ▶**主催** なめがたブランド戦略会議

※詳細は、市公式ホームページおよび「なめがた日和」サイトにてご確認ください。

【問い合わせ】なめがたブランド戦略会議（農林水産課ブランド戦略室内）☎0291-35-3114

国勢調査2020 調査へのご協力ありがとうございました



調査の結果は、福祉施策や防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

【問い合わせ】情報政策課（麻生庁舎）☎0299-72-0811



公務員の方「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請を忘れていませんか？

公務員の方の「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請期限が**11月30日（月）**までとなっています。申請がお済みでない方は、忘れずに申請書の提出をお願いします。

- ▶**支援の内容** 対象児童1人につき、10,000円を支給します。

- ▶**対象者** 対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方

※特例給付（所得制限超過により、児童1人あたり月額5,000円の児童手当を受給している方）は支給対象になりません。

- ▶**対象児童** 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童（平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども）

※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）等も対象となります。

- ▶**必要書類および申請** 子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）【公務員】

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しの添付が必要です。必ず所属庁の証明を受けた上でご提出・申請ください。

- ▶**提出先** 〒311-3512 行方市玉造甲404 こども福祉課 児童福祉グループ

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎）☎0299-55-0111